

## 政策2 安全で安心なまちづくり

### 施策1 危機管理の充実

#### 施策の目的

市民の生命、身体、財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対して、市が取り組む危機管理体制の基本的事項を定め、被害の発生を最小限にします。

#### 施策の現状

本市では、過去に大きな災害が発生しておらず、住民、行政ともに危機管理意識が希薄な傾向がありました。しかし、東日本大震災における甚大な被害は、従来の危機管理の常識を遥かに超え、防災に対する意識を根底から覆し、災害発生時の危機管理の重要度および危機管理に対する関心が高まっています。

また、自然災害以外にも、新型インフルエンザの流行など人々に及ぼす危険要因は増加し、その被害は集団化・広域化してきており、危機管理への関心が高まっています。

本市では、平成22年度に危機管理指針を策定し、さまざまな危機に対応するための計画やマニュアルを整備し、危機の発生時迅速に対応できるよう備えています。

さらに、広域的災害、テロや犯罪による人的被害、大規模事故によるライフラインの切断、致死率や感染力の高い集団健康被害の発生など、これまで想定外としていた危機への対応を進める必要があり、国・県との連携による対応策の検討と危機管理体制の構築を進めています。

#### 施策の課題

- ・市民の危機管理意識の醸成が必要です。
- ・市の危機管理体制の強化が必要です。
- ・国・県との連携が必要です。

#### 主な取り組み

##### (1) 市民への情報の提供

大規模災害や想定外の危機へ対応するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ホームページ、メール配信サービスを整備し、市民に対し正確かつ迅速に情報を提供します。

##### 【主な事業】

○情報伝達体制確立事業

##### (2) 市の危機管理体制の明確化

さまざまな災害などの危機に迅速に対応できるよう、災害に応じた危機管理体制を確立します。

また、災害発生時に、公共施設を利用している市民を速やかに避難誘導するための行動指針に基づき、迅速に対応できるよう訓練などを実施します。

##### 【主な事業】

○職員初動マニュアル事業 ○危機管理個別マニュアル策定事業

### (3) 関係機関との連携の強化

災害発生時の迅速な対応や広域にわたる災害の発生に備え、情報提供や訓練の実施などについて、国や県などの関係機関との連携を強化します。

#### 【主な事業】

○総合防災訓練実施事業

### 目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
避難所を知っている市民割合 (%)		7 4 . 5 %	1 0 0 . 0 %	市民意識調査
総合防災訓練の実施回数 (回)		0 回	1 回	

### 市民の役割

- ・危機管理の意識を持ち、災害発生等に備えることが望まれます。

### 関係計画

- ・地域防災計画 (平成 2 3 年度～)
- ・国民保護計画 (平成 2 3 年度～)
- ・危機管理指針 (平成 2 2 年度～)

## 施策2 防災対策の推進

### 施策の目的

防災用品の備蓄や内水害対策、建造物の耐震化など災害に対する備えを充実するとともに、自主防災組織の支援や地域別防災訓練などの実施による防災コミュニティづくりを推進し、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

### 施策の現状

東日本大震災後における市民の防災意識の関心度は、飛躍的に高まっています。また、高齢化のさらなる進行による一人暮らしの高齢者が増加することなどが想定され、災害発生時への備えが求められています。

本市では、平成22年に地震ハザードマップを、平成23年には洪水ハザードマップを作成し、それぞれ市民に配布し、日頃から家庭でできる地震対策や内水害対策の啓発を行っています。

また、平成23年に見直した羽生市地域防災計画について、今後、東日本大震災を踏まえ再度見直すことを予定しています。

さらに、市民の防災意識の向上を図るため、今後の高齢化の進行を見据えた「自助」・「共助」に重点をおいた地域別防災訓練を市内一斉に実施しております。

また、小・中学校の校舎、屋内運動場は平成20年度に耐震化率100%を達成するなど、市の公共施設における耐震化については9割を超えておりますが、市庁舎をはじめとする一部の公共施設は未実施の状況です。

### 施策の課題

- ・東日本大震災を踏まえた防災体制の整備が必要です。
- ・地域での防災体制の整備が必要です。
- ・公共施設の耐震化が必要です。
- ・防災情報の迅速かつ的確な周知が必要です。
- ・中川河道改修の促進が必要です。

### 主な取り組み

#### (1) 地域防災計画の見直し

平成23年度に一部改訂を実施した現在の地域防災計画については、東日本大震災を踏まえ内容を見直します。

#### 【主な事業】

○羽生市防災会議の開催 ○地域防災計画改訂事業

#### (2) 地域防災力の強化

地域の高齢化が進行する中、災害発生時の高齢者や要援護者の安全が確保できるよう、自主防災組織が中心となった避難誘導訓練など地域の実態に沿った訓練を実施します。また大規模な災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料の備蓄や防災倉庫の設置を進めます。

#### 【主な事業】

○地域別防災訓練の実施 ○自主防災組織育成事業 ○防災倉庫設置事業

### (3) 公共施設の耐震化の促進

市の公共施設は、災害時には避難所として活用されるとともに、地域の情報収集や災害活動の拠点となるため、耐震化がされていない市庁舎や公民館などの計画的な耐震化を実施します。

#### 【主な事業】

○市庁舎耐震改修工事 ○公民館耐震改修工事

### (4) 防災情報発信の充実

防災行政無線に加え、メール配信サービスや自動応答電話サービスなどを活用することにより、市民に防災に関する情報を迅速かつ的確に伝えます。また、防災行政ラジオなどの戸別受信機の設置を検討します。

#### 【主な事業】

○防災行政無線管理運営事業 ○メール配信サービス事業 ○防災行政無線自動応答電話サービス事業

### (5) 治水対策の推進

利根川の堤防強化対策及び中川の調整池・河道改修を促進し、治水・流出抑制機能の保全や強化を図ります。

また、集中豪雨等による内水害対策など総合的な治水対策を推進します。

#### 【主な事業】

○利根川治水対策事業 ○中川調節池整備・河道改修事業 ○内水害対策事業

## 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
防災倉庫設置数（箇所）		0 箇所	9 箇所	
地域別防災訓練参加者数（人）		2,000人	3,000人	
公共施設耐震化率（%）	耐震化達成施設数／ 公共施設総数	90.9%	100.0%	

## 市民の役割

- ・ 自助・共助の意識を持ち、行動することが望まれます。
- ・ 訓練への参加や備蓄など平時の備えを充実することが望まれます。

## 関係計画

- ・ 地域防災計画（平成23年度～）
- ・ 建築物耐震改修促進計画（平成22年度～平成27年度）

## 政策2 安全で安心なまちづくり

### 施策3 消防・救急の充実

#### 施策の目的

火災等に迅速に対応することにより、市民の生命、身体および財産を保護し、災害による被害を軽減します。

#### 施策の現状

全国的に高齢化が進んでおり、本市における高齢化率は23%を超え、また、核家族化が進行したことにより、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。このような中で、火災から身を守るため、住宅用火災警報器の設置が、平成23年度に全国的に義務化されました。しかし、本市の設置率は50.8%で、全国平均の71.1%に及ばない状況です。

また、東日本大震災の発生により、消防団の重要性、必要性があらためて認識されました。今後は、火災等の発生時に地域の実情に応じた対応が円滑にできるよう、消防本部と消防団とのさらなる連携を図る必要があります。

平成22年（1月～12月）の人口1万人当たりの救急件数は、本市では448件であり、埼玉県平均の401件、全国平均の427件を大幅に上回っている状況です。

また、年々増加傾向にある救急出動件数に伴い、救急車の現場到着時間が遅延している状況にあります。

なお、平成22年から消防広域化が検討されましたが、市民サービスの低下や財政負担の増加が懸念されるため、本市は単独での消防体制を継続することとしました。

#### 施策の課題

- ・市民の火災予防意識を高めることが必要です。
- ・消防体制をさらに充実することが必要です。
- ・救命体制を強化することが必要です。
- ・地域の消防力を強化することが必要です。
- ・救急車の適正利用を推進することが必要です。

#### 主な取り組み

##### (1) 火災予防に関する意識啓発の推進

火災予防について、継続的・効果的に広報を行うとともに、住宅用火災警報器の設置については、各種講習会等において説明会を開催し、警報器の設置率の向上を目指します。また、それらの効果として、火災発生件数及び住宅火災における死傷者の減少を図ります。

##### 【主な事業】

○火災予防の啓発 ○住宅用火災警報器の設置

##### (2) 消防体制の充実

消防職員の技能向上や、消防施設・車両・資機材などの計画的な整備を進めます。また、平成28年5月までに消防救急無線デジタル化の整備を進めます。

##### 【主な事業】

○消防職員の技能向上 ○消防施設設備の整備 ○消防救急無線の整備

### (3) 救急体制の充実

救急救命士を継続して養成するとともに、利根保健医療圏における地域医療ネットワークシステム「とねっと」を活用した救急体制の構築を進めます。また、市民への普通救命講習会の実施回数を増やすことにより、市全体での救急体制の強化へ向けた取り組みを行います。

#### 【主な事業】

○救急救命士の養成 ○広域連携による救急体制の構築 ○普通救命講習会の開催

### (4) 地域の消防力の向上

1分団につき20名を目標として消防団員の確保を図るとともに、団員の技能を向上させます。また、消防本部と消防団との連携を強化することにより、地域ぐるみで消防力を向上させます。

#### 【主な事業】

○消防団員の確保 ○消防団員の技能向上 ○消防本部と消防団との連携

### (5) 救急車の適正利用へ向けた啓発の推進

救急車の適正利用を推進するため、明らかに軽症の傷病者には救急車以外の方法で医療機関を受診するように啓発することにより、出動件数を減少させ、真に救急車を必要とする時に迅速に対応できるようにします。

#### 【主な事業】

○救急車の適正利用

## 目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
住宅用火災警報器の設置率 (%)	設置世帯数/全世帯数	50.8%	80.0%	
普通救命講習会受講者数 (人)		425人	500人	
救急車の平均到着時間 (分)		7分46秒	7分00秒	

## 市民の役割

- ・各家庭に住宅用火災警報器を設置することが望まれます。
- ・普通救命講習会（AED操作を含む）に積極的に参加することが望まれます。
- ・救急車の適正利用が望まれます。

## 政策2 安全で安心なまちづくり

### 施策4 防犯対策の推進

#### 施策の目的

市民、事業者、警察、学校及び関係団体等の連携の強化や防犯施設の計画的な整備を図り、市民を犯罪から守ります。

また、保護司会活動を支援し、再犯防止に努めるとともに、犯罪被害者の人権を保護します。

#### 施策の現状

犯罪は、私たちの生活の身近な所で発生し、振り込め詐欺やインターネットの取引のような新たな手口の犯罪が次々に発生するなど、その内容は、年々複雑・多様化しており、深刻かつ重要な社会問題となっています。

本市での犯罪発生件数は、減少傾向にありますが、犯罪の内容は多様化、高度化、低年齢化が進んでおり、新たな対策が必要となっています。また、ストーカーやつきまといなども発生しています。

このため、市では市内37団体で組織する「羽生市防犯のまちづくり推進協議会」を設置し、年4回の協議会の開催や街頭活動をはじめとする啓発活動を行っています。

また、夜間の安全性を高めるため、防犯灯の設置を進めています。

#### 施策の課題

- ・新たな犯罪に対する知識の向上が必要です。
- ・防犯灯未設置箇所への早期対応が必要です。
- ・防犯パトロールの強化や街頭キャンペーンなどの啓発運動が必要です。
- ・市・警察・市民との連携強化が必要です。

#### 主な取り組み

##### (1) 犯罪情報の提供

各公民館で行われる「高齢者大学」などで最新の犯罪を紹介する講座などを開催するとともに、啓発チラシなどの街頭配布活動を行うことにより犯罪に関する情報を提供します。

##### 【主な事業】

○高齢者大学防犯啓発事業 ○防犯のまちづくり推進協議会開催事業

##### (2) 防犯施設の整備

地域の実態にあった防犯灯の設置を計画的に進めるとともに、今後はLED照明の設置を促進します。また、羽生駅周辺に設置している防犯カメラを適正に管理します。

##### 【主な事業】

○防犯灯整備促進事業 ○防犯カメラ管理運営事業

##### (3) 犯罪抑制のための啓発運動

春・夏・秋・そして年末の防犯街頭キャンペーンなどを展開するとともに、年金振込日には、金融機関等において警察官が立ち合いを行うなど、市民への啓発活動を実施します。

##### 【主な事業】

○各季防犯運動実施事業 ○藍のまち防犯パトロール

#### (4) 防犯関係団体との連携

警察などの関係機関と連携し、最新の犯罪情報を共有するとともに、警察OBの臨時雇用や、青色回転灯を設置したパトロールカーでの防犯パトロールを実施します。

また、地域安全推進連絡協議会などの防犯関係団体と連携して、再発防止や被害者の人権保護に努めます。

##### 【主な事業】

○防犯関係団体連絡事業

### 目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
犯罪発生件数 (件)		5 6 1 件	4 3 7 件	
防犯灯の設置数 (基)		4,643 基	5,087 基	
防犯パトロール回数 (回)		5 5 3 回	5 5 3 回	

### 市民の役割

- ・個人や地域での防犯対策の実施が望まれます。
- ・防犯灯の設置箇所や故障などの情報の提供が望まれます。



## 政策2 安全で安心なまちづくり

# 施策5 交通安全対策の推進

### 施策の目的

市内全域での交通安全施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携した啓発活動に努め、市民の交通の安全を確保します。

### 施策の現状

本市では、重大事故の発生件数は減少していますが、軽微な事故の発生件数は年々増加しています。また、交通事故の被害者に占める高齢者の割合が増加しています。

このため、羽生警察署を中心とした26団体で構成する「羽生市交通安全対策協議会」の取り組みとして、春・夏・秋そして年末の交通安全運動など年間を通じた活動を実施しています。

また、交通安全母の会と連携した取り組みとして、夏のドライバーおしぼり作戦や高齢者啓発活動、小学生の自転車運転講習会の開催や、会報誌「シグナル」の発行など年間を通じた活動を実施しています。

さらに、本市の教育部局と警察とが連携した取り組みとして、朝の通学時間に合わせ、自転車で通学する生徒への交通指導を各中学校で実施しています。

また、高齢者の方には、高齢者大学などにおいて、羽生警察署による実際の事故事例を交えた講話などを行ない、交通安全意識の啓発を実施しています。

### 施策の課題

- ・低年齢層からの交通安全の意識付けが必要です。
- ・高齢者へのより一層の啓発が必要です。
- ・交通安全環境の整備促進が必要です。

### 主な取り組み

#### (1) 学校教育における交通安全意識の徹底

小学校低学年から、市・交通安全母の会・警察とが連携し、学校の校庭を使った交通安全教室などの取り組みを行います。

##### 【主な事業】

○小学校の交通安全教室 ○小学生自転車大会参加事業

#### (2) 交通弱者への交通安全意識の啓発

交通安全対策協議会を中心とした春・夏・秋・年末の交通安全運動において、交通弱者である高齢者などへの参加を広く呼びかけ、講習会の開催などの自転車や歩行中の交通事故防止を啓発する取り組みを行います。

##### 【主な事業】

○各季交通安全運動実施 ○高齢者交通安全教育事業

#### (3) 交通安全環境の整備

カーブミラーや警戒標識、ガードレール、グリーンベルトなど市が設置する交通安全施設について、地域の状況を踏まえ、計画的に整備します。また、駅周辺の放置自転車を撤去し、歩行者の安全を確保します。

**【主な事業】**

○交通安全施設整備事業 ○放置自転車撤去事業

**目標指標**

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
交通安全運動への市民参加者数 (人)		1,100人	1,300人	
グリーンベルトの総延長 (m)		1,176m	1,400m	
羽生駅・南羽生駅周辺の放置自転車 撤去台数 (台)		130台	100台	

**市民の役割**

- ・交通安全への意識を高めることが望まれます。

## 施策6 消費者行政の推進

### 施策の目的

消費生活相談室を活用した情報提供や消費者教育を充実するとともに、関係機関との連携を強化し消費者被害の防止に努め、消費生活の安全を確保し消費者の利益を増進します。

### 施策の現状

平成22年4月に消費生活センターの機能を有した消費生活相談室を庁舎内に開設したことにあわせ、相談日を週4日とし、相談室利用の拡大に努めるなど、消費者問題の苦情や相談業務の充実を図っています。

また、消費者トラブルについては、専門の消費生活相談員を配置することにより、あっせん解決を強化し、苦情解決100%を目指しています。

しかし、悪質商法や振り込め詐欺、商品事故、多重債務など、さまざまな消費者問題が発生する中、近年、消費者行動の多様化、インターネットや携帯電話等の情報技術の普及などに伴い、消費者を取り巻く環境は複雑かつ高度化し、新種の消費者被害が次々と発生しています。

市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、早期の情報収集、情報提供や、関係機関との連携を図りながら、被害拡大を防ぐ体制づくりの強化と消費者への啓発や支援に努めることが必要となっています。

### 施策の課題

- ・消費者意識の向上が必要です。
- ・消費者被害の防止が必要です。

### 主な取り組み

#### (1) 消費者意識の啓発の徹底

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者を対象とした講座を計画的に開催し、消費者教育を推進します。また、市のホームページや広報、パンフレット等を活用した情報提供に努めます。

さらに、携帯電話やインターネットを介した若年層の被害も広がっているため、学校と連携した取り組みを実施します。

#### 【主な事業】

○消費生活講座事業 ○消費者への啓発・情報提供事業

#### (2) 消費生活相談に関する体制の充実

消費者と事業者との情報の質・量、交渉力の格差から生じる苦情等を専門的知見に基づき迅速に処理し、相談者の利益を擁護・増進します。また、相談員が研修会等に参加し、自ら研鑽に努め、指導力の向上を図ります。さらに、関係機関との連携を強化し、消費者被害の防止に努めます。

#### 【主な事業】

○消費生活相談事業 ○消費生活相談連携事業

## 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
消費相談件数（件）	消費生活相談の延べ件数	1 3 3 件	1 5 0 件	
消費生活セミナーへの参加者数（人）		1 0 7 人	2 0 0 人	

## 市民の役割

- ・トラブルに巻き込まれないよう、正しい消費者知識の習得に努めることが望まれます。
- ・困ったことが発生した場合、相談できる場所をあらかじめ知っておくことが望まれます。